

## 大洲市特定福祉用具購入費領収書発行時の留意点

### ○利用者負担額の計算方法及び領収書記載例

【例①：福祉用具購入費の全額が介護保険給付対象の場合の計算例】

(利用者負担割合：1割)

○福祉用具購入費：45,632円

○利用者負担額（1割の場合）：4,564円（領収書に記載）

【計算式】：利用者負担額算出 ◎1円未満の端数は切り上げます。

$45,632円（購入費） \times 1/10（1割負担） = 4,563.2円 \div 4,564円$

○事業者への振込額：41,068円（請求書に記載）

【計算式】：事業者への振込額算出

$45,632円（購入費） - 4,564円（利用者負担額） = 41,068円$

【例①の場合の記載例】（利用者負担割合：1割）

### 領収書

①令和5年4月1日

②大洲 花子 様

③金額 ￥4,564円

④但し、福祉用具名等の利用者負担額（介護保険対象1割分）

として上記金額正に領収致しました。

住所

⑤ 登録事業者（福祉用具販売事業者）名 印

電話番号

収  
入  
印  
紙

【例②：福祉用具購入費の一部が介護保険給付対象の場合の計算例】

(利用者負担割合：1割)

○福祉用具購入費：120,000円

(内、介護保険対象額：100,000円、対象外額：20,000円)

○利用者負担額(1割の場合)：30,000円 (領収書に記載)

【計算式】：利用者負担額算出 ◎1円未満の端数は切り上げます。

保険対象額

保険対象分利用者負担額

$$\textcircled{1} 100,000\text{円 (購入費)} \times 1/10 \text{ (1割負担)} = 10,000$$

保険対象分利用者負担額

対象外額

$$\textcircled{2} 10,000\text{円 (購入費)} + 20,000\text{円 (購入費)} = 30,000\text{円}$$

○事業者への振込額：90,000円 (請求書に記載)

【計算式】：事業者への振込額算出

$$120,000\text{円 (購入費)} - 30,000\text{円 (利用者負担額)} = 90,000\text{円}$$

【例②の場合の記載例】(利用者負担割合：1割)

## 領収書

①令和5年4月1日

②大洲 花子 様

③金額 ￥30,000円

④但し、福祉用具名等の利用者負担額

(介護保険対象1割分10,000円、介護保険給付対象外費用20,000円)

として上記金額正に領収致しました。

収入  
印紙

住所

⑤ 登録事業者(福祉用具販売事業者)名 印  
電話番号

※例②のように介護保険対象外費用がある場合は、「介護保険対象の1割分」と「介護保険対象外費用」の金額をそれぞれ記載してください。